

# 第3回通常総会 招集ご通知

平成29年2月7日

電力広域的運営推進機関



平成29年2月7日

会員各位

東京都江東区豊洲六丁目2番15号  
電力広域的運営推進機関  
理事長 金本良嗣

### 第3回通常総会招集ご通知

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当機関の第3回通常総会（以下「本総会」といいます。）を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

議決権を保有している会員につきましては「議決権行使書」を同封しておりますが、本総会にご出席いただけない場合は、「議決権行使書」をご提出いただくことにより議決権を行使することが可能です。本総会にご出席が難しい場合は、お手数をおかけいたしますが、別添総会参考書類をご覧いただき、「議決権行使書」に賛否をご表示のうえ、平成29年2月28日（火曜日）17時40分までに当機関に到着するように「議決権行使書」をご提出いただきますようお願い申し上げます。

なお、会員以外で送電システムを利用する事業者もご出席いただくことが可能です。

また、本総会の結果は、当機関ウェブサイト（<http://www.occto.or.jp/>）にてご報告させていただきます。

敬具

記

1. 日 時 平成29年3月1日（水曜日）午前10時30分（受付開始午前10時）
2. 場 所 東京都千代田区大手町1-7-2 大手町サンケイプラザ 4Fホール
3. 目的事項

#### 決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 業務規程一部変更の件
- 第3号議案 平成29年度事業計画決定の件
- 第4号議案 平成29年度予算決定の件
- 第5号議案 役員選任の件
- 第6号議案 本総会議決事項の修正等に関する委任の件

#### 報告事項

- 送配電等業務指針一部変更の件

以上

- 
1. 議決権を保有している会員につきましては、「出席票」を同封しております。本総会に当日ご出席の際は、「出席票」を持参のうえ会場受付へご提出ください。また、議事資料として本冊子をご持参ください。
  2. 会場の収容人数及び安全確保の観点から、当日ご出席の際は事業者ごとに1名でお願いいたします。
  3. 議決権の集約について、当機関に届け出いただいている内容から変更がある場合または定款第24条第5項の定めによりグループ会社間で集約先を変更する場合は、平成29年2月22日（水曜日）17時40分までに「変更通知書」をご提出ください（「変更通知書」は当機関ウェブサイト [https://www.occto.or.jp/koiki/kanyu/henkou\\_dattai.html](https://www.occto.or.jp/koiki/kanyu/henkou_dattai.html) からご入手ください）。
  4. 「議決権行使書」を事前にご提出いただいた場合であっても、本総会にご出席いただいた場合には、本総会における議決権行使の内容を優先させていただきます。
  5. 複数のライセンスを保有している会員が、ライセンスごとに議決権の不統一行使を行う際は、平成29年2月22日（水曜日）17時40分までに不統一行使を行う旨及びその理由を通知してください。
  6. 総会参考書類に修正が生じた場合は、当機関ウェブサイト（<http://www.occto.or.jp/>）でお知らせいたします。

(別添)

## 総会参考書類

<決議事項>

第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の内容

定款の一部について、別紙1のとおり、変更したいと存じます。

### 2. 変更の理由

本機関への会員加入手続きの簡素化等を図るためとなります。

## 第2号議案 業務規程一部変更の件

### 1. 変更の内容

業務規程の一部について、別紙2のとおり、変更したいと存じます。

### 2. 変更の理由

電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行（需要抑制の活用に係る電力量調整供給に関する規定の整備）及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行（買取義務者の見直し等）への対応並びに一部業務の明確化等のためとなります。

### 第3号議案 平成29年度事業計画決定の件

平成29年度の事業計画について、別紙3のとおりにいたしたいと存じます。

#### 第4号議案 平成29年度予算決定の件

平成29年度の予算について、別紙4のとおりにいたしたいと存じます。

## 第5号議案 役員選任の件

理事長金本良嗣、理事遠藤久仁、寺島一希、内藤淳一及び監事水嶋利夫は平成29年3月末日をもって、監事高木佳子は平成29年4月9日をもって、任期満了となります。以上の任期満了に伴い、役員6名の選任をお願いいたしたいと存じます。候補者は次のとおりです。

### 1. 理事長候補者

氏名	現職
金本 良嗣 (かねもと よしつぐ)	本機関理事長 (再任)

### 2. 理事候補者

氏名	現職
遠藤 久仁 (えんどう ひさひと)	本機関理事 (再任)
寺島 一希 (てらしま かずき)	本機関理事 (再任)
内藤 淳一 (ないとう じゅんいち)	本機関理事 (再任)

### 3. 監事 (非常勤) 候補者

氏名	現職
高木 佳子 (たかぎ よしこ)	弁護士 ・ 本機関監事 (再任)
千葉 彰 (ちば あきら)	公認会計士 (新任)



【参考事項】役員候補者略歴等

1. 理事長候補者

氏名 (年齢)	最終出身校 略歴
金本 良嗣 (66歳)	<p>【最終出身校】</p> <p>昭和52年 8月 米国コーネル大学 Ph. D.</p> <p>【略歴】</p> <p>昭和52年 7月 加国ブリティッシュ・コロンビア大学経済学部助教授</p> <p>昭和55年 8月 筑波大学社会工学系助教授</p> <p>昭和59年 8月 加国クィーンズ大学経済学部訪問準教授（1年間）</p> <p>昭和63年10月 東京大学経済学部助教授</p> <p>平成4年 8月 東京大学経済学部教授</p> <p>平成16-23年 東京大学教授公共政策大学院に配置換。 大学院経済学研究科に併任</p> <p>平成20-22年 東京大学教授公共政策大学院院長</p> <p>平成23年 4月 政策研究大学院大学教授、学長特別補佐</p> <p>平成25年 4月 政策研究大学院大学副学長</p> <p>平成27年 4月 政策研究大学院大学特別教授</p> <p>平成27年 4月 電力広域的運営推進機関 理事長</p>

## 2. 理事候補者

氏名 (年齢)	最終出身校 略歴
遠藤 久仁 (54歳)	<p>【最終出身校】 昭和60年 3月 横浜国立大学工学部情報工学科卒業</p> <p>【略歴】 昭和60年 4月 日本電信電話(株)入社 平成 8年 7月 入出力システム研究所エネルギー変換装置研究グループ主任                   研究員 平成13年10月 通信エネルギー研究所エネルギーネットワーク研究グループ                   リーダー (主幹研究員) 平成18年 4月 研究企画部門環境エネルギープロデューサー (担当部長) 平成20年 7月 (株)エネット経営企画部長 平成22年 6月 取締役営業本部長 平成27年 4月 電力広域的運営推進機関 理事</p>
寺島 一希 (58歳)	<p>【最終出身校】 昭和57年 3月 横浜国立大学工学部情報工学科卒業</p> <p>【略歴】 昭和57年 4月 電源開発(株)入社 平成15年 4月 経営企画部経営企画グループメンバー (副部長) 平成20年 7月 水力・送変電部大間幹線建設所長 平成22年10月 水力・送変電部送変電室長 平成23年12月 流通システム部長 平成25年 7月 流通システム部長 (兼) 経営企画部審議役 平成25年12月 審議役 (流通システム・電力システム改革に関する事項担当) 平成27年 4月 電力広域的運営推進機関 理事</p>
内藤 淳一 (60歳)	<p>【最終出身校】 昭和54年 3月 早稲田大学理工学部電気工学科卒業</p> <p>【略歴】 昭和54年 4月 東京電力(株)入社 平成11年 7月 千葉支店設備計画部長 平成13年 7月 技術部送電サービスセンター所長 平成18年 6月 技術部電力系統利用協議会出向 平成22年 6月 執行役員・系統運用部長 平成24年 6月 執行役員・電力流通本部副本部長 平成26年 6月 フェロー 平成27年 4月 電力広域的運営推進機関 理事</p>

### 3. 監事（非常勤）候補者

氏名 (年齢)	最終出身校 略歴
高木 佳子 (72歳)	<p>【最終出身校】 昭和43年 3月 一橋大学法学部卒業</p> <p>【略歴】 昭和47年 4月 弁護士登録（第二東京弁護士会所属） 昭和52年 4月 星二良法律事務所パートナー就任 平成10年10月 濱田松本法律事務所（現 森・濱田松本法律事務所） にパートナーとして参加 平成14年 7月－平成17年 3月 内閣府・情報公開審査会（現 内閣府・情報公開・個人情報 保護審査会）委員 平成17年 4月－平成18年 3月 第二東京弁護士会会長・日本弁護士連合会副会長 平成21年 1月 高木佳子法律事務所（現 T&amp;Tパートナーズ法律事務所） 開設 平成26年 6月 公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター理事 平成27年 4月 電力広域的運営推進機関 監事</p>
千葉 彰 (63歳)	<p>【最終出身校】 昭和52年 3月 学習院大学法学部卒業</p> <p>【略歴】 平成 元年 3月 公認会計士登録 平成12年 8月 監査法人太田昭和センチュリー（現：新日本有限責任監査法 人）社員就任 平成19年 5月 新日本監査法人（現：新日本有限責任監査法人）代表社員 就任 平成27年 6月 新日本有限責任監査法人退職 平成27年 7月 千葉公認会計士事務所開設</p>

## 第6号議案 本総会議決事項の修正等に関する委任の件

本総会にて議決した議案（定款一部変更、業務規程一部変更、平成29年度事業計画決定及び平成29年度予算決定）の内容については、若干の修正が必要となる可能性がありますので、議案の趣旨に反しない範囲での修正等を理事会に一任していただきたく存じます。

## <報告事項>

### 送配電等業務指針一部変更の件

#### 1. 既に変更した件

##### (1) 変更の内容

別紙5のとおり変更し、平成28年10月18日に経済産業大臣に認可されております。

##### (2) 変更の理由

平成29年度以降の供給計画の取りまとめ及び経済産業大臣への提出を3月末までに実施するためとなります。

#### 2. 今後変更認可申請を行う件

##### (1) 変更の内容

別紙6のとおり変更することを平成29年2月3日に当機関の理事会において決議済みであり、経済産業大臣に変更認可申請を行う予定です。

##### (2) 変更の理由

電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行（需要抑制の活用に係る電力量調整供給に関する規定の整備）及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行（買取義務者の見直し等）への対応並びに一部業務の明確化等のためとなります。

電力広域的運営推進機関 定款 新旧対照表

変更前 (変更点にご下線)	変更後 (変更点にご下線)
<p style="text-align: center;">定 款</p> <p style="text-align: center;">電力広域的運営推進機関</p>	<p style="text-align: center;">定 款</p> <p style="text-align: center;">電力広域的運営推進機関</p>
<p>平成27年4月1日施行 平成28年4月1日変更</p>	<p>平成27年4月1日施行 平成28年4月1日変更 平成29年 月 日変更</p>

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p>(業務規程)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 本機関が、業務規程を変更しようとするときは、総会の議決を経て、経済産業大臣の認可をもって行う。</p>	<p>(業務規程)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 本機関は、業務規程を変更しようとするときは、総会の議決を経て、経済産業大臣の認可をもって行う。</p>
<p>(用語)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 「親法人等」とは、他の法人等の出資割合の過半数を有する法人等をいう。</p> <p>三 (略)</p> <p>四 「親子法人等」とは、親法人等又は親法人等の子法人等をいう。</p> <p>五～十一 (略)</p>	<p>(用語)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 「親法人等」とは、他の法人等の出資割合の過半数を有する法人等をいう。</p> <p>三 (略)</p> <p>四 「親子法人等」とは、親法人等又は当該親法人等の子法人等をいう。</p> <p>五～十一 (略)</p>
<p>(加入)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>3 本機関に加入する手続をとった者のうち、経済産業大臣による登録を受けた者、経済産業大臣による許可を受けた者又は経済産業大臣への届出が受理された者は、直ちにその旨を本機関に通知しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>一～三 (略)</p>	<p>(加入)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>一～三 (略)</p>
<p>(会員の責務)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一～四 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 新たに第9条第2項各号に掲げる電気事業の登録若しくは許可を受けたとき又は届出が受理されたとき</p>	<p>(会員の責務)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一～四 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>(削除)</p>
<p>(議決権の配分)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>一～二 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>一 (略)</p>	<p>(議決権の配分)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>一～二 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>一 (略)</p>

変更前 (変更点にご下線)	変更後 (変更点にご下線)
<p>二 一のグループに、親法人等が会員として複数存在し、親法人等が存在しないとき</p> <p>5 (略)</p> <p>(役員の兼職禁止等) 第34条 (略) 2～3 (略) 4 役員は、その退任後、役員若しくはこれに準ずる者又は重要な使用人 (以下「役員等」という。) となろうとする法人等が電気事業を行っていないこと、又は当該法人等が営む電気事業及び電気事業と密接に関連する事業の意思決定に関与しないことの担保措置その他の措置により、本機関の中立性が確保されないことについて、総会の議決を経た後でなければ、<u>その退任後</u>、法人等の役員等となつてはならない。</p> <p>5～6 (略)</p>	<p>二 一のグループに、親法人等が会員として複数存在し、<u>当該親法人等が存在しないとき</u></p> <p>5 (略)</p> <p>(役員の兼職禁止等) 第34条 (略) 2～3 (略) 4 役員は、その退任後、役員若しくはこれに準ずる者又は重要な使用人 (以下「役員等」という。) となろうとする法人等が電気事業を行っていないこと、又は当該法人等が営む電気事業及び電気事業と密接に関連する事業の意思決定に関与しないことの担保措置その他の措置により、本機関の中立性が確保されないことについて、総会の議決を経た後でなければ、法人等の役員等となつてはならない。</p> <p>5～6 (略)</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則 (平成29年 月 日)</p> <p>(施行期日)</p> <p>この定款は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。</p>



電力広域的運営推進機関 業務規程 新旧対照表

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p>電力広域的運営推進機関</p> <p>業務規程</p> <p>平成27年4月1日施行 平成27年4月28日変更 平成27年8月31日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更</p> <p>業務規程</p> <p>電力広域的運営推進機関</p>	<p>電力広域的運営推進機関</p> <p>業務規程</p> <p>平成27年4月1日施行 平成27年4月28日変更 平成27年8月31日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更 <u>平成29年4月 日変更</u></p> <p>業務規程</p> <p>電力広域的運営推進機関</p>

電力広域的運営推進機関 業務規程

目次

第1章 総則	1
第2章 組織及び職員	7
第3章 需要想定	11
第4章 供給計画の取りまとめ等	13
第5章 電源入札等	16
第6章 設備形成	19
第7章 系統アクセス	25
第8章 需給状況の監視	39
第9章 需給状況の悪化時の指示等	41
第10章 地域間連系線の管理	47
第11章 作業停止計画の調整	65
第12章 系統情報の公表	70
第13章 需要者スイッチング支援	73
第14章 一般負担の限界の基準額	74
第15章 緊急災害対応	75
第16章 送配電等業務指針	78
第17章 指導・勧告・検証	79
第18章 年次報告書及び調査・研究	80
第19章 苦情及び相談	81
第20章 紛争解決	81
第21章 情報通信技術の活用支援	82
第22章 雑則	82
附則	83
附則 (平成27年4月28日)	83
附則 (平成27年8月31日)	84
附則 (平成28年4月1日)	84
附則 (平成28年7月1日)	84

(用語)

第2条 (略)

2 (略)

一～十七 (略)

十八 「マージン」とは、電力系統の異常時又は需給ひっ迫時その他の緊急的な状況において他の供給区域から連系線を介して電気を供給し、若しくは電力系統を安定に保つため、又は、電力市場取

電力広域的運営推進機関 業務規程

目次

第1章 総則	1
第2章 組織及び職員	7
第3章 需要想定	11
第4章 供給計画の取りまとめ等	13
第5章 電源入札等	16
第6章 設備形成	19
第7章 系統アクセス	25
第8章 需給状況の監視	39
第9章 需給状況の悪化時の指示等	41
第10章 地域間連系線の管理	47
第11章 作業停止計画の調整	65
第12章 系統情報の公表	70
第13章 需要者スイッチング支援	73
第14章 一般負担の限界の基準額	74
第15章 緊急災害対応	75
第16章 送配電等業務指針	78
第17章 指導・勧告・検証	79
第18章 年次報告書及び調査・研究	80
第19章 苦情及び相談	81
第20章 紛争解決	81
第21章 情報通信技術の活用支援	82
第22章 雑則	82
附則	83
附則 (平成27年4月28日)	83
附則 (平成27年8月31日)	84
附則 (平成28年4月1日)	84
附則 (平成28年7月1日)	84
附則 (平成29年月日)	84

(用語)

第2条 (略)

2 (略)

一～十七 (略)

十八 「マージン」とは、電力系統の異常時若しくは需給ひっ迫時その他の緊急的な状況において他の供給区域から連系線を介して電気を供給するため若しくは電力系統を安定に保つため、電力市場

変更前 (変更点の下線)	変更後 (変更点の下線)
<p>引の環境整備のために、連系統の運用容量の一部として本機関が管理する容量をいう。</p> <p>一九～三二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>三三 (略)</p> <p>三四 (略)</p> <p>三五 (略)</p> <p>三六 (略)</p> <p>三七 (略)</p> <p>三八 (略)</p> <p>三九 (略)</p> <p>四〇 (略)</p> <p>(電源接続案件募集プロセスの開始)</p> <p>第七七条 (略)</p> <p>一～四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、前項第3号により同プロセス開始の必要性の有無を検討するときは、同プロセスの対象となる送電系統を運用する一般送配電事業者たる会員の意見を聴取する。</p> <p>4 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>5 本機関は、電源接続案件募集プロセスを開始する場合は、一般送配電事業者たる会員と協議の上、第80条第1項に基づき策定する募集要領を公表するまでの間、暫定的に当該送電系統に確保すべき容量を定める。</p> <p>6 本機関は、電源接続案件募集プロセスを開始した場合は、速やかに、その旨及び募集要領の公表までの間に暫定的に確保する容量を公表するとともに、一般送配電事業者たる会員に通知する。</p> <p>(接続検討の前提となる事実関係が変動した場合の取扱い)</p> <p>第七八条 本機関は、系統連系希望者から電源接続案件募集プロセス開始の申込みを受け付けた場合(同プロセスの開始を希望する旨の意向を受けた場合を含む。)において、接続検討の回答後、電源接続案件募集プロセスの対象となる送電系統の増強を含む契約申込みが行われ、当該送電系統の状況が変化した場合、当該送電系統の増強を含む契約申込みが明らかとなったときは、前条第4項第3号に該当することが明らかとなったときは、系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる説明を行う。</p> <p>一～二 (略)</p>	<p>取引の環境整備のため、又は調整力の供給区域外からの調達のために、連系統の潮流方向ごとの運用容量の和の一部として本機関が管理する容量をいう。</p> <p>一九～三二 (略)</p> <p>三三 「需要抑制契約者」とは、一般送配電事業者たる会員との間で需要抑制量調整供給契約を締結している者をいう。</p> <p>三四 (略)</p> <p>三五 (略)</p> <p>三六 (略)</p> <p>三七 (略)</p> <p>三八 (略)</p> <p>三九 (略)</p> <p>四〇 (略)</p> <p>(電源接続案件募集プロセスの開始)</p> <p>第七七条 (略)</p> <p>一～四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、第1項第3号により同プロセス開始の必要性の有無を検討するときは、同プロセスの対象となる送電系統を運用する一般送配電事業者たる会員の意見を聴取する。</p> <p>4 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>5 本機関は、電源接続案件募集プロセスを開始する場合は、一般送配電事業者たる会員と協議の上、第80条第1項に基づき策定する募集要領を公表するまでの間、暫定的に当該送電系統に電源接続のために確保する容量を定める。</p> <p>6 本機関は、電源接続案件募集プロセスを開始した場合は、速やかに、その旨及び前項により定められた場合に当該送電系統に電源接続のために確保する容量を公表するとともに、一般送配電事業者たる会員に通知する。</p> <p>(接続検討の前提となる事実関係が変動した場合の取扱い)</p> <p>第七八条 本機関は、系統連系希望者から電源接続案件募集プロセス開始の申込みを受け付けた場合(同プロセスの開始を希望する旨の意向を受けた場合を含む。)において、接続検討の回答後、他の系統連系希望者から電源接続案件募集プロセスの対象となる送電系統の増強を含む契約申込みが行われ、当該送電系統の状況が変化した場合、前条第4項第3号に該当することが明らかとなったときは、系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる説明を行う。</p> <p>一～二 (略)</p>

変更前 (変更点以下線)	変更後 (変更点以下線)
<p>(募集要領の策定等)</p> <p>第80条 本機関は、電源接続案件募集プロセスの開始後、工事費負担金を共同負担する対象となる系統増強の概要、募集対象エリア、募集する容量、暫定的に送電系統に確保する容量その他の同プロセスの前提条件について検討を行い、プロセスごとに募集要領においてこれを定める。</p> <p>2 本機関は、募集要領の内容を公表し、一般送配電事業者たる会員に通知する。</p>	<p>(募集要領の策定等)</p> <p>第80条 本機関は、電源接続案件募集プロセスの開始後、電源接続案件募集プロセスの対象となる送電系統の増強の概要、募集対象エリア、募集する容量、電源接続のために暫定的に当該送電系統に確保する容量その他の同プロセスの前提条件について検討を行い、プロセスごとに募集要領においてこれを定める。</p> <p>2 本機関は、募集要領の内容を公表し、一般送配電事業者たる会員に通知する。</p>
<p>(系統連系希望者からの応募の受付)</p> <p>第81条 本機関は、募集要領に基づき、募集対象となる送電系統への連系等を希望する系統連系希望者から、応募の受付を行う。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 前項にかかわらず、本機関は、必要と認める場合には、募集要領に基づき、一般送配電事業者たる会員に対し、接続検討に関する申込みの受付、検討、回答その他業務を依頼することができる。</p> <p>5 前2項の接続検討は、本機関又は一般送配電事業者たる会員が受け付けた全ての接続検討の申込内容を前提に検討を行う。</p>	<p>(系統連系希望者からの応募の受付)</p> <p>第81条 本機関は、募集要領に基づき、募集対象となる送電系統への連系等を希望する系統連系希望者から、応募の受付を行う。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 前項にかかわらず、本機関は、必要と認める場合には、募集要領に基づき、一般送配電事業者たる会員に対し、接続検討に関する申込みの受付、検討、回答その他業務を依頼することができる。(送配電等業務指針第122条第3項へ移設)</p>
<p>(優先系統連系希望者の決定手続)</p> <p>第83条 本機関は、原則として、入札手続に基づき、連系等の優先順位 (以下「系統連系順位」という。)を決定し、当該順位にしたがって、前項の募集に応募した系統連系希望者の中から優先的に連系等を行うことができる系統連系希望者 (以下「優先系統連系希望者」という。)を決定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 優先系統連系希望者の決定方法の詳細は募集要領に定める。</p>	<p>(優先系統連系希望者の決定手続)</p> <p>第83条 本機関は、原則として、入札手続に基づき、連系等の優先順位 (以下「系統連系順位」という。)を決定し、当該順位にしたがって、前条の募集に応募した系統連系希望者の中から優先的に送電系統の容量を確保することができる系統連系希望者 (以下「優先系統連系希望者」という。)を決定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 優先系統連系希望者の決定方法の詳細は募集要領に定める。</p>
<p>(再接続検討の実施)</p> <p>第84条 (略)</p> <p>2 再接続検討における各優先系統連系希望者の工事費負担金の額は、募集要領に基づき算出する。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(再接続検討の実施)</p> <p>第84条 (略)</p> <p>2 再接続検討における各優先系統連系希望者の工事費負担金の額は、募集要領に基づき算出する。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(工事費負担金を共同負担する意思を確認できなかつた場合の取扱い)</p> <p>第86条 本機関は、前条第1項による確認の結果、優先系統連系希望者から工事費負担金を共同負担する意思を有する旨を確認できなかつた場合は、当該優先系統連系希望者を控除した上で、募集要領にしたがって、再度、系統連系順位及び優先系統連系希望者を決定する。</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>(工事費負担金を共同負担する意思を確認できなかつた場合の取扱い)</p> <p>第86条 本機関は、前条第1項による確認の結果、優先系統連系希望者から工事費負担金を共同負担する意思を有する旨を確認できなかつた場合は、当該優先系統連系希望者を控除した上で、募集要領にしたがって、再度、優先系統連系希望者を決定する。</p> <p>2～3 (略)</p>
<p>(電源接続案件募集プロセスの成立及び不成立)</p> <p>第87条 電源接続案件募集プロセスは、一般送配電事業者たる会員と全ての優先系統連系希望者との間で工事費負担金の負担に関する書面が締結された場合に成立するものとする。</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>(電源接続案件募集プロセスの成立及び不成立)</p> <p>第87条 電源接続案件募集プロセスは、一般送配電事業者たる会員と全ての優先系統連系希望者との間で工事費負担金の補償に関する契約が締結された場合に成立するものとする。</p> <p>2～3 (略)</p>

変更前 (変更点の下線)	変更後 (変更点の下線)
<p>(リブレース案件系統連系募集プロセスの開始)</p> <p>第91条 (略)</p> <p>2 本機関は、リブレース案件系統連系募集プロセスを開始するにあたり、次の各号に掲げる事項を定めた募集要領を作成し、公表する。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(リブレース案件系統連系募集プロセスの開始)</p> <p>第91条 (略)</p> <p>2 本機関は、リブレース案件系統連系募集プロセスを開始するにあたり、次の各号に掲げる事項を定めた募集要領を作成し、公表する。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>(リブレース案件系統連系募集プロセスの中止)</p> <p>第93条 本機関は、次の各号に掲げる場合においては、リブレース案件系統連系募集プロセスを中止する。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(リブレース案件系統連系募集プロセスの中止)</p> <p>第93条 本機関は、次の各号に掲げる場合においては、リブレース案件系統連系募集プロセスを中止することができる。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(リブレース案件系統連系募集プロセスへの応募)</p> <p>第94条 本機関は、募集要領にしたがって、プロセス対象送電系統への連系等を希望する系統連系希望者から、応募の受付を行う。</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>(リブレース案件系統連系募集プロセスへの応募)</p> <p>第94条 本機関は、募集要領にしたがって、プロセス対象送電系統への連系等を希望する系統連系希望者から、応募の受付を行う。</p> <p>2～3 (略)</p>
<p>(連系希望量が接続可能量の範囲を超える場合の取扱い)</p> <p>第96条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、前項に基づき電源接続案件募集プロセスを実施する場合には、第81条に定める接続検討申込みを不要とすることができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 本機関は、第1項の電源接続案件募集プロセスが不成立となった場合(中止した場合を含む。)は、募集要領を変更して、再度、同プロセスを実施する。但し、電源接続案件募集プロセスによらず、公平性かつ中立性が確保された手続によって、優先系統連系希望者を決定するときは、当該手続によるることができる。</p>	<p>(連系希望量が接続可能量の範囲を超える場合の取扱い)</p> <p>第96条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、第1項に基づき電源接続案件募集プロセスを実施する場合には、第81条に定める接続検討申込みを不要とすることができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 本機関は、第1項の電源接続案件募集プロセスが不成立となった場合(中止した場合を含む。)は、募集要領を変更して、再度、同プロセスを実施する。但し、電源接続案件募集プロセスによらず、公平性かつ中立性が確保された手続によって、優先系統連系希望者を決定するときは、当該手続によるることができる。</p>
<p>第5節 その他</p> <p>(契約申込みに伴う回答内容の確認)</p> <p>第97条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、前項の確認及び検証の結果、検討結果が妥当であると認めるときは、その旨を一般送配電事業者たる会員に通知する。</p>	<p>第5節 その他</p> <p>(契約申込みに伴う回答内容の確認)</p> <p>第97条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、前2項の確認及び検証の結果、検討結果が妥当であると認めるときは、その旨を一般送配電事業者たる会員に通知する。</p>
<p>(需給状況の監視等のための計画等の取得)</p> <p>第107条 (略)</p> <p>一 託送供給契約者 需要及び供給力の確保に関する計画及び連系線利用に関する計画</p> <p>二 発電契約者 発電量及び発電余力に関する計画</p>	<p>(需給状況の監視等のための計画等の取得)</p> <p>第107条 (略)</p> <p>一 託送供給契約者 需要及び供給力の確保に関する計画並びに連系線利用に関する計画</p> <p>二 発電契約者 発電量及び発電余力に関する計画並びに連系線利用に関する計画</p>

変更前 (変更点の下線)	変更後 (変更点の下線)
<p>三 (略)</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ (新設)</p> <p>中央給電指令所が常時監視している周波数、需要、調整力、予備力、発電設備、広域連系システムその他の情報</p> <p>エ 託送供給契約者の需要実績及び発電契約者の発電実績</p> <p>四 特定送配電事業者たる会員 (登録特定送配電事業者たる会員を含む。) 供給区域の需要及び供給力に関する計画 (新設)</p> <p>2 (略)</p>	<p>三 (略)</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ F I T電源により発電された電気の調達及び供給に関する計画</p> <p>エ 中央給電指令所が常時監視している周波数、需要、調整力、予備力、発電設備、広域連系システムその他の情報</p> <p>オ 託送供給契約者の需要実績及び発電契約者の発電実績</p> <p>四 特定送配電事業者たる会員 (登録特定送配電事業者たる会員を含む。) 供給区域の需要及び供給力並びにF I T電源により発電された電気の調達及び供給に関する計画</p> <p>五 需要抑制契約者 需要抑制量に関する計画及び連系線利用に関する計画</p> <p>2 (略)</p>
<p>(一般送配電事業者たる会員への計画の送付)</p> <p>第108条 本機関は、前条第1号又は第2号に掲げる計画 (当該計画を変更する計画を含む。) の提出を受けた場合には、関連する一般送配電事業者たる会員に対し、当該計画を送付する。</p>	<p>(一般送配電事業者たる会員への計画の送付)</p> <p>第108条 本機関は、前条第1号、第2号又は第5号に掲げる計画 (当該計画を変更する計画を含む。) の提出を受けた場合には、関連する一般送配電事業者たる会員に対し、当該計画を送付する。</p>
<p>(本機関による計画値の変更)</p> <p>第109条 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、託送供給契約者又は発電契約者から提出を受ける第107条第1項第1号及び第2号に掲げる計画について、関連する計画の整合性を確保するため、計画値を変更することができる。</p>	<p>(本機関による計画値の変更)</p> <p>第109条 本機関は、託送供給契約者、発電契約者又は需要抑制契約者から提出を受ける第107条第1項第1号、第2号及び第5号に掲げる計画について、需給状況の監視その他の本機関の業務の遂行のために必要と認められる場合には計画値を変更することができる。</p>
<p>(下げ代不足時に連系線の利用を制限した指示)</p> <p>第117条 本機関は、下げ代不足時において、第152条に基づくマージンの使用によっても、本機関の指示に基づく電気の供給に必要となる連系線の容量を確保できない場合には、当該連系線を利用する会員 (但し、当該連系線を利用して当該会員が供給を受ける電源が下げ代不足一般送配電事業者の供給区域に存し、当該電源の発電量の抑制が可能の場合に限る。) に対し、下げ代不足一般送配電事業者の供給区域外へ供給する必要がある電気の量について、当該連系線の利用計画又は通告値の抑制及び当該利用計画等にかかるとる電源の発電量の抑制を指示することができる。</p>	<p>(下げ代不足時に連系線の利用を制限した指示)</p> <p>第117条 本機関は、下げ代不足時において、第152条に基づくマージンの使用によっても、本機関の指示に基づく電気の供給に必要となる連系線の容量を確保できない場合には、当該連系線を利用する会員 (但し、当該連系線を利用して当該会員が供給を受ける電源が下げ代不足一般送配電事業者の供給区域に存し、当該電源の発電量の抑制が可能の場合に限る。) に対し、下げ代不足一般送配電事業者の供給区域外へ供給する必要がある電気の量について、当該連系線の利用計画又は通告値の抑制及び当該利用計画等に係る電源の発電量の抑制を指示することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(需給状況悪化時等の1時間前取引及び通告変更の申込みの取扱い)</p> <p>第123条の2 本機関は、電力系統に重大な故障が発生している場合、需給状況が悪化し若しくは悪化するおそれがある場合、又はその他本機関が通告変更を処理することが困難な場合は、通告変更の申込み及び1時間前取引の送電可否判定の照会を受け付けられないことができる。但し、この場合、本機関は、託送供給契約者、発電契約者及び需要抑制契約者に対して、事前又は事後速やかにその旨を周知又は説明する。</p>

第10章 地域間連系統の管理

(連系統の管理)  
第124条 (略)

別表10-1 連系統

連系統	区間	対象設備
北海道本州間連系統	北海道～東北	北海道・本州間電力連系統設備
東北東京間連系統	東北～東京	相馬双葉幹線
東京中部間連系統	東京～中部	佐久間周波数変換設備 新信濃周波数変換設備 東清水周波数変換設備
中部関西間連系統	中部～関西	三重東近江線
中部北陸間連系統	中部～北陸	南福光連系所、南福光変電所の連系統設備
北陸関西間連系統	北陸～関西	越前嶺南線
関西中国間連系統	関西～中国	西播東岡山線、山崎智頭線
関西四国間連系統	関西～四国	紀北変換所、阿南変換所間の連系統設備
中国四国間連系統	中国～四国	本四連系統
中国九州間連系統	中国～九州	関門連系統

(新設)

(新設)

第10章 地域間連系統の管理

(連系統の管理)  
第124条 (略)

別表10-1 連系統

連系統	区間	対象設備
北海道本州間連系統	北海道～東北	北海道・本州間電力連系統設備
東北東京間連系統	東北～東京	相馬双葉幹線
東京中部間連系統	東京～中部	佐久間周波数変換設備 新信濃周波数変換設備 東清水周波数変換設備
中部関西間連系統	中部～関西	三重東近江線
中部北陸間連系統(※1)	中部～北陸	南福光連系所、南福光変電所の連系統設備
北陸関西間連系統(※1)	北陸～関西	越前嶺南線
関西中国間連系統(※2)	関西～中国	西播東岡山線、山崎智頭線
関西四国間連系統	関西～四国	紀北変換所、阿南変換所間の連系統設備
中国四国間連系統	中国～四国	本四連系統
中国九州間連系統	中国～九州	関門連系統

(※1) 北陸関西間連系統および中部北陸間連系統については、各連系統による管理に加え、交流系統の故障において、中部北陸間連系統の停止による北陸関西間連系統への回り込み潮流を考慮し、両連系統を合わせたフェンス潮流(北陸フェンス潮流)も管理する。

(※2) 関西中国間連系統については、同連系統を含むループ系統内でのルート断故障において、健全ルートへの回り込み潮流を考慮したフェンス潮流(以下「関中フェンス潮流」という。)により管理する。

変更前 (変更点の下線)	変更後 (変更点の下線)				
<p>(空容量の算出及び公表) 第133条 (略) 2 (略)</p> <p>別表10-3 計画潮流の断面 (略)</p> <p>別表10-4 空容量の算出式</p> <table border="1" data-bbox="400 1279 496 2123"> <tr> <td>空容量算出式(※1、※2、※3、※4)</td> <td>空容量 = 運用容量 - マージン - 計画潮流(※5)</td> </tr> </table> <p>(※1)～(※4) (略) (※5) 関西中国間連系線においては、同連系線を含むループ系統内でのルート断故障において、健全ルートへの回り込み潮流を考慮した潮流値とする。 (新設)</p>	空容量算出式(※1、※2、※3、※4)	空容量 = 運用容量 - マージン - 計画潮流(※5)	<p>(空容量の算出及び公表) 第133条 (略) 2 (略)</p> <p>別表10-3 計画潮流の断面 (略)</p> <p>別表10-4 空容量の算出式</p> <table border="1" data-bbox="400 293 496 1137"> <tr> <td>空容量算出式(※1、※2、※3、※4、※5、※6)</td> <td>空容量 = 運用容量 - マージン - 計画潮流</td> </tr> </table> <p>(※1)～(※4) (略) (※5) 関西中国間連系線の空容量においては、計画潮流は関中フエンス潮流の値とする。 (※6) 関西四国間連系設備の四国向き空容量においては、運用容量は四国の地内基幹送電線の運用容量を考慮した値とする。</p>	空容量算出式(※1、※2、※3、※4、※5、※6)	空容量 = 運用容量 - マージン - 計画潮流
空容量算出式(※1、※2、※3、※4)	空容量 = 運用容量 - マージン - 計画潮流(※5)				
空容量算出式(※1、※2、※3、※4、※5、※6)	空容量 = 運用容量 - マージン - 計画潮流				
<p>(供給先未定発電事業者等の供給先事業者が確認できない場合の取扱い) 第140条 本機関は、供給先未定発電事業者等から提出を受けた更新利用計画の年間計画において、供給先事業者を確保されていることが確認できなかった場合は、前条第1項の送電可否判定及び容量登録に先立ち、当該更新利用計画の年間計画にかかると判断される断面の登録時刻及び容量登録を取り消す。</p>	<p>(供給先未定発電事業者等の供給先事業者が確認できない場合の取扱い) 第140条 本機関は、供給先未定発電事業者等から提出を受けた更新利用計画の年間計画において、供給先事業者を確保されていることが確認できなかった場合は、前条第1項の送電可否判定及び容量登録に先立ち、当該更新利用計画の年間計画に係る断面の登録時刻及び容量登録を取り消す。</p>				
<p>(連系線利用計画の変更及び通告変更に対する送電可否判定) 第142条 (略) 一～二 (略) 2～4 (略) 5 第1項にかかわらず、本機関は、電力系統に重大な故障又は需給状況の悪化が発生している場合その他本機関が通告変更を処理することが困難な場合は、第1項の申込みを受け付けないことができ、但し、この場合、本機関は、連系線利用者に対して、事前又は事後速やかにその旨を周知又は説明しなければならない。</p>	<p>(連系線利用計画の変更及び通告変更に対する送電可否判定) 第142条 (略) 一～二 (略) 2～4 (略) (削除)</p>				



変 更 前 (変更点の下線)	変 更 後 (変更点の下線)
<p><b>第13章 需要者スイッチング支援</b> (需要者スイッチング支援) 第169条 本機関は、法第28条の4第8号に基づき、需要者に電気を供給する事業者の変更(以下「スイッチング」という。)を円滑に行うため、需要者に関する必要な情報を取得する他のスイッチングの支援のための機能を有した情報処理システム(以下「スイッチング支援システム」という。)を用い、小売電気事業者たる会員に提供する。</p> <p>2 本機関は、スイッチング支援システムの利用状況を監視し、会員が適切にスイッチング支援システムを利用しているか否かを確認する。</p> <p>3～5 (略)</p>	<p><b>第13章 需要者スイッチング支援</b> (需要者スイッチング支援) 第169条 本機関は、法第28条の4第8号に基づき、需要者に電気を供給する事業者の変更(以下「スイッチング」という。)を円滑に行うため、需要者に関する必要な情報を取得する他のスイッチングの支援のための機能を有した情報処理システム(以下「スイッチング支援システム」という。)を用い、小売電気事業者たる会員に提供する。また、本機関は、需要抑制契約者の業務を支援するため、スイッチング支援システムの機能を一部を需要抑制契約者に提供する。</p> <p>2 本機関は、スイッチング支援システムの利用状況を監視し、会員及び需要抑制契約者が適切にスイッチング支援システムを利用しているか否かを確認する。</p> <p>3～5 (略)</p>
<p>(送配電等業務指針の変更に関する調査・検討) 第178条 本機関は、業務遂行に際して必要と認めるとき、又は会員その他の電気供給業者からの提案に対して必要と認めるときは、送配電等業務指針の変更の要否に関する調査及び検討を行う。</p> <p>2 本機関は、理事会において送配電等業務指針の策定又は変更の議決を行おうとするときは、当該議決に先立ち、会員その他の電気供給業者の意見を聴取し、原則としてその結果を公表する。</p>	<p>(送配電等業務指針の変更に関する調査・検討) 第178条 本機関は、業務遂行に際して必要と認めるとき、又は会員その他の電気供給業者からの提案に対して必要と認めるときは、送配電等業務指針の変更の要否に関する調査及び検討を行う。</p> <p>2 本機関は、理事会において送配電等業務指針の策定又は変更の議決を行おうとするときは、当該議決に先立ち、会員その他の電気供給業者の意見を聴取し、原則としてその結果を公表する。</p>
<p>(情報セキュリティ対策に関する普及啓発・情報提供) 第188条 本機関は、会員に対し、スイッチング支援システムの利用に係る個人情報保護対策その他の情報セキュリティ対策の普及啓発を継続的に実施するとともに、情報システムの脆弱性等に関する情報を適宜提供する。</p>	<p>(情報セキュリティ対策に関する普及啓発・情報提供) 第188条 本機関は、会員及び需要抑制契約者に対し、スイッチング支援システムの利用に係る個人情報保護対策その他の情報セキュリティ対策の普及啓発を継続的に実施するとともに、情報システムの脆弱性等に関する情報を適宜提供する。</p>
<p><b>附則 (平成27年8月31日)</b> (施行期日) 第1条 本規程は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。</p> <p>(新設)</p>	<p><b>附則 (平成27年8月31日)</b> (施行期日) 本規程は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。</p>
<p><b>附則 (平成27年8月31日)</b> (施行期日) 第1条 本規程は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。</p> <p>(新設)</p>	<p><b>附則 (平成29年4月 日)</b> (施行期日) 本規程は、平成29年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。</p>

## 電力広域的運営推進機関 平成 29 年度事業計画 (案)

本機関は、国の「電力システムに関する改革方針」(平成 25 年 4 月 2 日閣議決定)にて示された第 1 段階の改革である電気事業の遂行に当たっての広域的運営を推進することを目的に、電気事業法(以下「法」という。)第 28 条の 4 に規定する広域的運営推進機関として、平成 27 年 4 月 1 日に業務を開始した。

平成 29 年度は、電力システムに関する第 2 段階の改革を開始した平成 28 年度に引き続き、関連諸制度に対応した基盤整備に万全を期すとともに、変わらぬ安定供給の確保、再生可能エネルギーの導入拡大といった電気事業の遂行に当たっての広域的運営に関する社会的要請への的確な対応を目指し、次の業務を行うこととする。

### 1. 送配電等業務指針の策定及び変更(法第 28 条の 4 第 3 号)

会員その他の電力システム利用者が、送配電等業務指針等のルールに基づき、円滑に業務を遂行できるよう、理解促進活動、業務実態の把握等を行う。その結果を踏まえ、更なるルールの見直し可否を継続的に検討する。

また、国の審議会において、より効率的な地域間連系線の利用ルールの在り方を検討すべきと整理されたことを踏まえ、間接オークション等の新たな制度の導入に向けた実務的な検討を進める。

### 2. 供給計画の取りまとめ、検討及び経済産業大臣への送付(法第 28 条の 4 第 4 号)

#### (1) 供給計画の取りまとめ

法令に基づく電気事業者の供給計画の提出を受け付け、需給バランスの見通し、流通設備計画の状況等を的確に取りまとめ、必要に応じ意見を付して平成 30 年 3 月末までに経済産業大臣に送付する。

#### (2) 需要想定に関する業務

会員が行う需要想定が適切かつ円滑に行われるようにするため、想定的前提となる全国経済見通しを策定し、一般送配電事業者たる会員から提出された供給区域ごとの需要想定を基に、全国の需要想定を策定する。前者は平成 29 年 11 月末まで、後者は供給区域毎の需要想定とともに平成 30 年 1 月末までに会員に通知し、公表する。

(3) 夏季及び冬季の電力需給検証

電気事業者が保有する供給力と短期の需要予測に基づき、供給計画の取りまとめ等の業務との整合を図りつつ、平成29年度の夏季及び冬季の需要期における電力需給状況について事前検証等を行う。

**3. 入札の実施その他の方法により発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者を募集する業務その他の発電用の電気工作物の設置を促進するための業務（法第28条の40第5号）**

(1) 電源入札等の要否に関する検討

有識者による委員会において、供給計画の取りまとめ結果に基づく需給バランスの評価、潜在的な供給力の動向、電力市場の活性化度合い、中長期的な需要動向等を踏まえた総合的な検討を行う。

検討の結果、電源入札等が必要と認められるときは、業務規程に従って供給力の確保に向けた取組を進める。

(2) 容量市場の導入に向けた検討

容量市場の導入に備えて検討体制を強化し、技術的な事項を含む容量市場の詳細制度設計及び運営体制の整備に関する検討を進め、2020年度を目途とした容量市場の円滑な開始に繋げる。

**4. 送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整（法第28条の40第8号）**

(1) 広域系統長期方針及び広域系統整備計画

電力の広域運用の観点から、将来の広域連系系統の合理的な設備形成に資するため、全国大での広域連系系統の整備及び更新に関する方向性を整理した長期方針（広域系統長期方針）並びに広域系統整備計画の推進に関する事項について、広域系統整備委員会において検討を行う。

広域系統長期方針に関しては、中長期的な需給見通し、新規電源計画、再生可能エネルギーの導入状況、経年設備情報等を踏まえつつ、広域連系系統のあるべき姿の実現に向け、流通設備効率の向上、流通設備形成の最適化等に取り組む。

広域系統整備計画に関しては、連系線等の利用状況や電気供給事業者からの提起等により、広域運用の観点からの広域連系系統の整備に関する検討が必要であると認めたとき、又は国からの検討要請があったときは、個別具体的な増強の必要性、事業実施主体、費用分担等について検討を行い、その策定を行う。

なお、東京中部間連系設備に係る広域系統整備計画及び東北東京間連系線に係る広域系統整備計画の両計画の円滑な推進のため、進捗状況を定期的に確認

するとともに、進捗状況に応じてコスト検証等を行う。

また、中国九州間連系線に係る計画策定プロセスについて、広域系統長期方針を踏まえた検討を進める。

## (2) 系統アクセスの受付

関係事業者との利害関係がない中立的な立場から、系統連系希望者からの事前相談及び接続検討に関する申込みの受付、検討結果の確認、検証及び回答等の業務を適切に行う。

また、系統連系希望者の費用負担低減及び効率的な設備形成の両立のための電源接続案件募集プロセスについて、対象エリアを供給区域とする一般送配電事業者の協力を得つつ、着実に推進する。

これらの業務の遂行に当たっては、系統連系希望者への丁寧な対応及び適切な情報提供を行い、一般送配電事業者とともに系統アクセス業務の改善を図る。

## (3) 調整力及び必要予備力のあり方の検討

需給バランス調整及び周波数制御に必要な調整力のあり方について、国における需給調整市場（リアルタイム市場）の検討状況などを踏まえつつ、調整力及び需給バランス評価等に関する委員会において、引き続き検討を進める。具体的には、需要想定誤差や再生可能エネルギー電源の出力想定誤差に起因する需給のインバランス実績データの収集、分析等を継続し、一般送配電事業者が公募調達する調整力の必要量等の見直しの要否、調整力の広域的な調達等について検討を行う。

また、国の審議会において、本機関が、2020年度の導入を目途とした容量市場の制度設計の検討を担うとされたことを踏まえ、必要な供給力のあり方についても同委員会において検討を進める。

## (4) 地域間連系線の管理

電力の広域運用の推進のため、広域的な電力取引に係る連絡調整、計画潮流管理及び混雑処理を含む地域間連系線の管理を行う。

そのうち、連系線の運用容量及びマージンについては、事務局が実施する検討会等での議論、意見募集の結果等を踏まえ、算出、公表する。

また、連系線利用計画については、その妥当性を審査し、各事業者に対して計画と実績の乖離状況等を通知するとともに、必要な指導等を行うことにより、連系線の適正な利用について、会員の意識向上を図る。

さらに、今後の連系線利用ルールの見直し（間接オークションの導入等）に

適切に対応できるよう、広域機関システムの変更等の必要な措置を講じる。

#### (5) 作業停止計画の調整

会員等が提出する点検・修繕等の作業を実施するための流通設備及び発電設備の停止に関する計画（作業停止計画）の調整を行い、広域連系系統の作業停止計画を取りまとめる。

調整及び取りまとめに当たっては、広域機関システムを活用し関係事業者との情報共有を図るとともに、電力設備の保全、作業員の安全確保その他の送配電等業務指針に定める事項を考慮の上、系統を維持及び運用する一般送配電事業者及び連系線利用者や発電事業者と適切に連携する。

また、平成32年度の電力システム改革第3段階に向け、想定される調整業務の増加等に適切に対応する。

#### (6) 需要者スイッチング支援

小売電気事業者と一般送配電事業者間の託送契約の変更手続き等を円滑化するための「スイッチング支援システム」の運用・保守を実施する。

また、スイッチング支援システムの運用上の改善点、追加の機能・運用ルール等を検討するため、スイッチング支援に関する実務者会議を引き続き定期的に行い、議論の概要及び取りまとめ結果を公表する。

#### (7) 情報通信技術の活用支援

会員その他の送電システムを利用する者が、情報通信技術を活用して相互に、又は本機関との間で電子情報を交換するための標準規格について、事業者の業務状況等を踏まえ、必要な見直しを行う。

また、会員等が、適切なサイバーセキュリティ対策を実施できるようにするため、国等の情報セキュリティガイドラインの内容を踏まえ、必要に応じ上記標準規格の見直し、普及啓発活動等を行うほか、機関外でのサイバー攻撃被害や情報漏えい事案に関わる情報システムの脆弱性等について、適宜会員等に対し情報提供を行い、会員等の取り組みを促す。

#### (8) 系統情報の公表

系統運用の透明性確保のため、国が定める「系統情報の公表の考え方」に則り、地域間連系線及び全国の電力需給に関する情報等をウェブサイト上で公表する。

また、連系線利用ルールの見直しに伴う公表内容の変更及び利用者のニーズを踏まえた公表機能の改善について検討する。

#### (9) 業務品質の向上

シミュレーション解析ツールを利用し、自ら潮流等の解析を行うことを通じて、広域系統整備計画の策定、系統アクセス検討結果の検証、地域間連系線の管理等の業務品質の向上に努める。

#### (10) システム開発の円滑な実施

広域機関システム及びスイッチング支援システムの実運用環境下での性能評価等を通じ、安定稼働を確保するためのシステム基盤強化等を行う。

また、ネガワット取引の開始、F I T制度の見直し、連系線利用ルールの変更等、電気事業関連諸制度や広域機関ルールの変更に遅滞なく対応するため、必要なシステム変更等を確実にを行う。

さらに、広域機関システムの開発に関する第三者評価委員会の提言を踏まえ、システム開発・保守に係る組織体制、業務プロセス、品質管理等の改善に取り組む。

### 5. 電気の需給の状況の監視（法第28条の40第1号）

広域機関システムを通じて会員から提出される各種計画、供給区域ごとの需要や連系線の潮流及び供給力（主要発電所の稼働及び停止状況を含む。）等のデータにより、会員が営む電気事業に係る電気の需給状況を監視する。

また、各種計画が適正な内容で提出されるよう、複数の計画間の整合性及び計画と実績の差（インバランス量）についてチェックを行い、適宜事業者に対する注意喚起を行うとともに、不整合のある計画提出や多量のインバランスの発生を繰り返している事業者に対しては改善を求める。

### 6. 需給の状況が悪化した場合等における会員への指示（法第28条の40第2号）

災害や電源トラブル等においても安定供給を確保するため、会員の電気の需給の状況が悪化し、又は悪化するおそれがある場合は、会員に対して、電気の需給の状況を改善するために必要な指示を行う。

指示に当たっては、全国大での安定供給の確保を前提に、会員による市場活用も考慮しつつ迅速に対応する。

また、一般送配電事業者による再生可能エネルギーの出力抑制が行われたときは、当該出力抑制が適切であったかどうかを事後検証し、結果を公表する。

さらに、一般送配電事業者が再生可能エネルギーの出力抑制を離島以外で実施する場合に備え、一般送配電事業者と連携し、広域周波数調整や下げ代不足

時の指示に係る訓練を実施する。

## 7. 電気供給事業者からの苦情又は相談の対応及び紛争の解決（法第28条の40第7号）

### （1）苦情又は相談の対応

電気供給事業者から、送配電等業務その他本機関の業務に関する苦情の申出又は相談を受けたときは、その内容に応じて、回答その他の初動措置を速やかに行う。

初動措置では解決できず、更なる対応が必要な案件については、和解の仲介（あっせん・調停）、電気供給事業者に対する指導又は勧告等、必要な措置を講じ、問題の解決に努める。

また、会員その他の電力系統利用者の、送配電等業務指針等のルールに基づく業務の改善のため、苦情の申出又は相談の内容を定期的に取りまとめ、調査、検討を行うとともに、本機関のウェブサイトで公表し、広く周知する。

### （2）紛争の解決

送配電等業務に関する電気供給事業者間の紛争を解決するため、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）に基づく認証を受けた紛争解決機関として、本機関の役職員以外の学識経験者、弁護士等で構成する紛争解決パネルを設置し、和解の仲介（あっせん・調停）の業務を行う。

## 8. 電気供給事業者に対する指導、勧告等（法第28条の40第6号）

送配電等業務の円滑な実施その他の電気の安定供給の確保のため必要と認めるときは、業務規程に基づき、電気供給事業者に対する指導又は勧告を行う。

## 9. 前1.～8.の附帯業務（法第28条の40第9号）

### （1）報告書の作成及び公表

業務規程に基づき、電力需給（周波数、電圧及び停電に関する電気の質についての、供給区域ごとの評価、分析を含む。）、電力系統の状況、系統アクセス業務に関する実績、翌年度・中長期の電力需給及び電力系統に関する見通し及び課題、各供給区域の予備力及び調整力の適切な水準等の評価及び検証並びに必要な応じた見直しの内容に関する報告書を取りまとめ公表する。

### （2）調査及び研究

電力システム改革の第3段階に対応するための調査（容量メカニズムに係る

調査等)、広域系統整備委員会及び調整力及び需給バランス評価等に関する委員会での検討に資する調査、その他内外の電気事業に関する技術動向、制度政策、電力需給のリスク分析等に関する調査及び研究を行う。

### (3) 災害等への対応

大規模な天災地変その他これに準ずる事由により、電力設備に重大な被害が発生した場合等の緊急時において、会員が協調復旧等に取り組むことができるよう、災害対策基本法に基づく指定公共機関として、防災業務計画に基づき、緊急連絡体制及び災害対応態勢の構築、国や関係機関に対する必要な非常時の情報提供等を行うほか、年1回以上、会員及び関係機関の協力を得て災害対応訓練を実施する。

また、本機関の拠点が被災した場合に備えて、内閣府「事業継続ガイドライン」に従い策定した事業継続計画（BCP）について、計画の実効性を高めるための見直しの要否を継続的に検討する。

さらに、本機関が、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく指定公共機関であることを踏まえ、それぞれ策定した業務計画に基づき、必要な対応を行う。

## 10. 本機関の目的を達するために必要な業務（法28条の40第10号）

### (1) 広報

本機関の業務の透明性を高めるため、及び会員その他の電気供給事業者の利便性向上に資するため、本機関の業務及び電気事業の遂行に当たっての広域的運営に関する広報の充実強化に努める。

具体的には、需給状況悪化時の会員への指示など本機関が実施した業務について速やかに公表するほか、本機関において開催する理事会、評議員会、委員会等の議案及び議事概要を原則として公表する。また、ウェブサイト等を活用し、本機関の業務を分かりやすく紹介する。

### (2) 情報システムのセキュリティ対策

本機関が保守・運営する各種情報システムのサイバーセキュリティ対策に万全を期す。具体的には、コンピュータウィルス対策、不正アクセス対策、脆弱性対策等のシステム対策を遺漏なく行うほか、第三者による情報セキュリティ監査及び役職員への情報セキュリティ教育を実施する。

### (3) バックアップ拠点の維持

災害等により、東京の本拠点が使用不能となるような万一の場合に備え、大



阪に構築したバックアップ運用拠点において系統監視等の重要業務が確実に遂行できるよう、システムの稼働確認を含む職員の対応訓練を実施する。

#### (4) 職員の確保・育成

本機関の的確な業務遂行に必要な要員を常時確保しつつ、中長期的に職員のプロパー比率を高めるため、将来性ある新卒者と専門的知見を有する人材の採用に向けた活動を進めるとともに、制度等の充実を図る。

職員の育成については、OJTを基本としつつ、業務遂行に必要な知識付与、能力向上を図るため、採用時研修、内部・外部研修、自己啓発支援等を実施する。

## 電力広域的運営推進機関 予算総則（案）

## ■ 収入支出予算

第1条 電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）の平成29事業年度収入支出予算は、別紙「平成29年度収入支出予算」に掲げるとおりとする。

## ■ 債務を負担する行為

第2条 本機関が、広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令（以下「省令」という。）第7条の規定により、平成29事業年度において債務を負担する行為ができるものは、次のとおりとする。

事 項	限度額 (百万円)	年 限	理 由
システム開発等に 係る経費	5,876	平成29年度 ～ 平成34年度まで	複数年にわたる契約等を 締結する必要があるため

## ■ 支出予算の流用等

第3条 次に掲げる経費は、省令第8条第2項に規定する予算総則で指定する経費とし、他の経費に相互流用する場合、本機関は、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

（経費名） 役職員給与  
退職給与引当金繰入  
交際費  
電源入札拠出金

## ■ 収入支出予算の弾力条項

第4条 本機関は、会費の増加に伴い収入金が予算額に比して増加するときは、その増加する金額を限度として、当該業務に必要な経費の支出に充てることができる。

## ■ 給与等の制限

第5条 本機関は、支出予算の範囲内であっても、役職員の定数及び給与をこの予算において、予定した定員及び給与の基準をこえてみだりに増加し又は支給してはならない。

別紙

## 平成29年度 収入支出予算(案)

(単位:千円)

支 出		収 入	
科 目	金 額	科 目	金 額
人件費	1,710,716	会費収入	5,853,897
役職員給与	1,416,811	会費	10,000
退職給与引当金繰入	69,143	特別会費	5,843,897
その他人件費	224,762	前年度よりの繰越金	774,191
租税公課	4,321		
固定資産関係費	2,784,305		
有形固定資産取得費	267,031		
無形固定資産取得費	2,504,102		
修繕費用	13,172		
運営費	1,804,498		
支払利息	131,196		
予備費	193,052		
合 計	6,628,088	合 計	6,628,088

# 収入支出予算内訳(案)

参考資料

(単位:千円)

区分	科目	平成28年度 予算 (A)	平成29年度 予算(案) (B)	前年差 (B) - (A)	前年差の主な要因	平成29年度予算(案)(B) の主な内容
(収入)	<b>収入金合計</b>	<b>4,325,325</b>	<b>6,628,088</b>	<b>2,302,763</b>		
	会費収入	3,756,931	5,853,897	2,096,966		
	会費	6,000	10,000	4,000	会員数の増	全会員から徴収 @10,000
	特別会費	3,750,931	5,843,897	2,092,966	支出計画の増	一般送配電事業者10社から徴収
	前年度よりの繰越金	568,394	774,191	205,797	支出繰延、想定価格差等	支出繰延、想定価格差等

区分	科目	平成28年度 予算 (A)	平成29年度 予算(案) (B)	前年差 (B) - (A)	前年差の主な要因	平成29年度予算(案)(B) の主な内容
(支出)	<b>支出金合計</b>	<b>4,325,325</b>	<b>6,628,088</b>	<b>2,302,763</b>		
	人件費	1,602,315	1,710,716	108,401		
	役員給与	102,335	102,316	△ 19		理事長1名 理事4名 監事(非)2名
	職員給与	1,242,522	1,314,495	71,973	平均人員の増(140→147名)	平均人員147名
	退職給与引当金繰入	59,183	69,143	9,960	職員数の想定差等	確定拠出年金を含む
	法定厚生費	194,246	220,146	25,900	給与の増に伴う増	労働保険、健康保険、厚生年金等
	その他厚生費	4,029	4,616	587		産業医報酬、健康診断費用等
	租税公課	3,429	4,321	892	固定資産税の支払等	印紙税、固定資産税、法人都民税
	固定資産関係費	1,175,452	2,784,305	1,608,853		
	有形固定資産取得費	579,664	267,031	△ 312,633	広域機関システム運転開始等	広域機関システム(ハードウェア)等
	無形固定資産取得費	568,248	2,504,102	1,935,854	ソフトウェア改修(リース支払)の増等	広域機関システム(ソフトウェア)等
	修繕費用	27,540	13,172	△ 14,368		広域機関システム修繕等
	運営費	1,228,555	1,804,498	575,943		
	賃借料	322,261	328,256	5,995	賃借スペースの増等	豊洲ビル賃料、データセンター賃料等
	委託費	737,172	1,266,386	529,214	システム保守、調査案件の増等	システム保守管理、調査案件等
	通信運搬費	28,531	34,924	6,393		通信回線使用料等
	消耗品費	57,611	56,920	△ 691		水道光熱費、事務用品等
	旅費	36,316	40,871	4,555		役員及び職員の出張旅費
	研修費	6,470	4,694	△ 1,776		新入社員研修、職員訓練等
	雑費	40,194	72,447	32,253	新規委員会の立ち上げ等	評議員・各種委員会の報酬等
支払利息	1,478	131,196	129,718	リース支払利息の増	リース支払分	
雑損失	188,115	0	△ 188,115	旧ESCSシステム解約金反動減		
予備費	125,981	193,052	67,071	支出額の増による	費用の3%を計上	

電力広域的運営推進機関 送配電等業務指針の変更案（新旧対照表）

変更前（変更点の下線）	変更後（変更点の下線）
<p><b>第3章 供給計画の取りまとめ等</b></p> <p>（供給計画の案の提出）</p> <p>第8条 電気事業者は、次の各号に定める期限までに、経済産業省令に定める様式に準ずる様式により、供給計画の案を本機関に提出しなければならない。</p> <p>一 第3年度から第10年度の供給計画の案 毎年2月20日</p> <p>二 第1年度及び第2年度の供給計画の案 毎年3月15日</p> <p>2 （略）</p> <p>（供給計画の提出）</p> <p>第9条 電気事業者は、毎年3月25日までに、経済産業省令で定めるところにより、本機関に供給計画を提出しなければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p><b>第3章 供給計画の取りまとめ等</b></p> <p>（供給計画の案の提出）</p> <p>第8条 次の各号に掲げる電気事業者は、それぞれ当該各号に定める期限までに、経済産業省令に定める様式に準ずる様式により、供給計画の案を本機関に提出しなければならない。</p> <p>一 送電事業者、特定送配電事業者、小売電気事業者（登録特定送配電事業者を含む。）及び発電事業者 毎年2月10日</p> <p>二 一般送配電事業者 毎年3月10日</p> <p>2 （略）</p> <p>（供給計画の提出）</p> <p>第9条 次の各号に掲げる電気事業者は、それぞれ当該各号に定める期限までに、経済産業省令で定めるところにより、供給計画を本機関に提出しなければならない。</p> <p>一 送電事業者、特定送配電事業者、小売電気事業者（登録特定送配電事業者を含む。）及び発電事業者 毎年3月1日</p> <p>二 一般送配電事業者 毎年3月25日</p> <p>2 （略）</p>

電力広域的運営推進機関 送配電等業務指針 新旧対照表

変更前 (変更点の下線)	変更後 (変更点の下線)
<p style="text-align: center;">送配電等業務指針</p> <p>電力広域的運営推進機関</p> <p>平成27年4月28日施行                      平成27年8月31日変更                      平成28年4月1日変更                      平成28年7月1日変更                      平成28年10月18日変更</p>	<p style="text-align: center;">送配電等業務指針</p> <p>電力広域的運営推進機関</p> <p>平成27年4月28日施行                      平成27年8月31日変更                      平成28年4月1日変更                      平成28年7月1日変更                      平成28年10月18日変更                      平成29年4月 日変更</p>

変更前(変更点の下線)	変更後(変更点の下線)
<p style="text-align: center;">電力広域的運営推進機関 送配電等業務指針 目次</p> <p>第1章 総則……………1</p> <p>第2章 需要想定……………2</p> <p>第3章 供給計画の取りまとめ等……………4</p> <p>第4章 電源入札等……………7</p> <p>第5章 調整力の確保……………10</p> <p>第6章 設備形成……………12</p> <p>第7章 系統アクセス……………32</p> <p>第8章 需給状況の監視のための計画提出……………54</p> <p>第9章 需給状況の悪化時の指示等……………61</p> <p>第10章 一般送配電事業者の系統運用等……………62</p> <p>第11章 地域間連系線の管理……………75</p> <p>第12章 作業停止計画の調整……………88</p> <p>第13章 系統情報の公表……………94</p> <p>第14章 需要者スイッチング支援……………97</p> <p>第15章 緊急時の対応……………103</p> <p>第16章 電力需給等に関する情報の提供……………104</p> <p>第17章 その他……………105</p> <p>附則……………106</p> <p>附則(平成27年8月31日)……………107</p> <p>附則(平成28年4月1日)……………107</p> <p>附則(平成28年7月1日)……………110</p> <p>附則(平成28年10月18日)……………110</p> <p>附則(平成29年月日)……………110</p>	<p style="text-align: center;">電力広域的運営推進機関 送配電等業務指針 目次</p> <p>第1章 総則……………1</p> <p>第2章 需要想定……………2</p> <p>第3章 供給計画の取りまとめ等……………4</p> <p>第4章 電源入札等……………7</p> <p>第5章 調整力の確保……………10</p> <p>第6章 設備形成……………12</p> <p>第7章 系統アクセス……………32</p> <p>第8章 需給状況の監視のための計画提出……………54</p> <p>第9章 需給状況の悪化時の指示等……………61</p> <p>第10章 一般送配電事業者の系統運用等……………62</p> <p>第11章 地域間連系線の管理……………75</p> <p>第12章 作業停止計画の調整……………88</p> <p>第13章 系統情報の公表……………94</p> <p>第14章 需要者スイッチング支援……………97</p> <p>第15章 緊急時の対応……………103</p> <p>第16章 電力需給等に関する情報の提供……………104</p> <p>第17章 その他……………105</p> <p>附則……………106</p> <p>附則(平成27年8月31日)……………107</p> <p>附則(平成28年4月1日)……………107</p> <p>附則(平成28年7月1日)……………110</p> <p>附則(平成28年10月18日)……………110</p> <p>附則(平成29年月日)……………110</p>
<p>(計画策定プロセスの延長時の扱い)</p> <p>第50条(略)</p> <p>2 本機関は、検討提起者(但し、提起を取り下げた者を除く。次条第3項において同じ。)又は第37条に基づく検討の要請者、<u>第40条第1項の募集に応じた電気供給事業者</u>(但し、応募を取り下げた者を除く。次条第2項において同じ。)及び費用負担候補者に対して、前項の新たなスケジュール及び中間報告を書面で通知する。</p> <p>(電力設備の単一故障発生時の基準)</p> <p>第64条 送配電線1回線、変圧器1台、発電機1台その他の電力設備の単一故障(以下「N-1故障」という。)の発生時において、電力系統が充足すべき性能の基準は次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一～三(略)</p> <p>2(略)</p> <p>一～二(略)</p>	<p>(計画策定プロセスの延長時の扱い)</p> <p>第50条(略)</p> <p>2 本機関は、検討提起者(但し、提起を取り下げた者を除く。次条第3項において同じ。)又は第37条に基づく検討の要請者、<u>第40条第1項の募集を取り下げた者</u>(但し、応募を取り下げた者を除く。次条第2項において同じ。)及び費用負担候補者に対して、前項の新たなスケジュール及び中間報告を書面で通知する。</p> <p>(電力設備の単一故障発生時の基準)</p> <p>第64条 送配電線1回線、変圧器1台、発電機1台その他の電力設備の単一故障(以下「N-1故障」という。)の発生時において、電力系統が充足すべき性能の基準は次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一～三(略)</p> <p>2(略)</p> <p>一～二(略)</p>

変更前 (変更点の下線)	変更後 (変更点の下線)
<p>(接続検討の申込みに対する検討)</p> <p>第84条 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者は、系統連系希望者に対し、申込書類の記載事項のほか、前項の検討に必要となる情報がある場合には、当該情報の提供を求めることができる。この場合、一般送配電事業者は、系統連系希望者に対し、提供を求める理由を説明しなければならない。</p>	<p>(接続検討の申込みに対する検討)</p> <p>第84条 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者は、系統連系希望者に対し、申込書類の記載事項のほか、前項の検討に必要となる情報がある場合には、当該情報の提供を求めることができる。この場合、一般送配電事業者は、系統連系希望者に対し、提供を求める理由を説明しなければならない。</p>
<p>(接続検討の申込みを行っていない場合等の取扱い)</p> <p>第89条 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号及び第3号にかかわらず、一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みの内容と接続検討の回答内容の差異又は接続検討の前提となる事実関係の変動が接続検討の回答内容に影響を与えないことが明らかであると認められる場合は、発電設備等に関する契約申込みを受け付けることができる。</p>	<p>(接続検討の申込みを行っていない場合等の取扱い)</p> <p>第89条 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号及び第3号にかかわらず、一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みの内容と接続検討の回答内容の差異又は接続検討の前提となる事実関係の変動が契約申込みに伴う技術検討の内容に影響を与えないことが明らかであると認められる場合は、発電設備等に関する契約申込みを受け付けることができる。</p>
<p>(暫定的な容量確保の特例)</p> <p>第93条 一般送配電事業者は、前条の規定にかかわらず、本機関から業務規程第64条、第77条第6項、第95条及び第96条の通知を受けた場合には、当該通知の内容にしたがって、送電系統に暫定的な容量を確保する。</p>	<p>(暫定的な容量確保の特例)</p> <p>第93条 一般送配電事業者は、前条の規定にかかわらず、本機関から業務規程第64条、第77条第6項、第80条、第95条及び第96条の通知を受けた場合には、当該通知の内容にしたがって、送電系統に暫定的な容量を確保する。</p>
<p>(電源接続案件募集プロセスへの応募等)</p> <p>第122条 本機関に対し電源接続案件募集プロセス開始の申込みを行った系統連系希望者及び同プロセスに応募しようとする系統連系希望者は、募集要領に基づき、本機関又は一般送配電事業者に対し、接続検討の申込みを行う。</p> <p>2 系統連系希望者は、前項の接続検討の回答内容が踏まえ、募集対象となる送電系統への連系等を希望する場合には、募集要領にしたがって、応募する。</p> <p>(業務規程第81条第5項から移設)</p>	<p>(電源接続案件募集プロセスへの応募等)</p> <p>第122条 本機関に対し電源接続案件募集プロセス開始の申込みを行った系統連系希望者及び同プロセスに応募しようとする系統連系希望者は、募集要領に基づき、本機関又は一般送配電事業者に対し、接続検討の申込みを行う。</p> <p>2 系統連系希望者は、前項の接続検討の回答内容が踏まえ、募集対象となる送電系統への連系等を希望する場合には、募集要領にしたがって、応募する。</p> <p>3 一般送配電事業者は、本機関から業務規程第81条第3項及び第4項に基づき依頼を受けた接続検討は、本機関及び一般送配電事業者が受け付けた全ての接続検討の申込内容を前提に検討を行う。</p>
<p>(リブレース案件系統連系募集プロセスへの応募)</p> <p>第128条 リブレース対象系統に対する系統連系希望者は、本機関が策定した募集要領に従い、リブレース案件系統連系募集プロセスへ応募する。</p>	<p>(リブレース案件系統連系募集プロセスへの応募)</p> <p>第128条 リブレース対象系統に対する系統連系希望者は、本機関が策定した募集要領に従い、リブレース案件系統連系募集プロセスへ応募する。</p>
<p><b>第8章 需給状況の監視のための計画提出</b></p> <p>(託送供給契約者による計画の提出)</p> <p>第138条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 需要計画 合理的な予測に基づく需要の想定</p> <p>二 調達計画 需要計画に対応した供給力の確保の計画(但し、調達先(卸電力取引所における前日スポット取引及び1時間前取引による調達を含む。以下同じ。))ごとに記載することを要し、翌日計</p>	<p><b>第8章 需給状況の監視のための計画提出</b></p> <p>(託送供給契約者による計画の提出)</p> <p>第138条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 需要計画 合理的な予測に基づく需要の想定(需要者の需要抑制量の反映を含む。)</p> <p>二 調達計画 需要計画に対応した供給力の確保の計画(但し、調達先(卸電力取引所における前日スポット取引及び1時間前取引による調達を含む。以下同じ。))ごとに記載することを要し、翌日計</p>



変更前(変更点以下線)	変更後(変更点以下線)
<p>面以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。</p> <p>三 販売計画 需要計画に対応した調達計画の余剰分を販売する計画。(但し、販売先(卸電力取引所)における前日スポット取引及び1時間前取引による販売を含む。以下同じ。)ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>面以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。</p> <p>三 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画。(但し、販売先(卸電力取引所)における前日スポット取引及び1時間前取引による販売を含む。以下同じ。)ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。</p> <p>3～5 (略)</p>
<p>(発電契約者による計画の提出)</p> <p>第139条 発電契約者は、供給区域ごとに、別表8-2に定める発電計画、調達計画及び販売計画(以下「発電販売計画等」という。)を、同表に定める提出期限までに、本機関に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>一 発電計画 販売計画に対応した発電量調整供給契約で設定した単位ごとの発電に関する計画。</p> <p>二 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画。(但し、販売先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。</p> <p>三 調達計画 販売計画に対応した発電計画の不足分を調達する計画。(但し、調達先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。</p> <p>3 発電契約者は、原則として、翌日計画以降においては、発電計画と調達計画の合計は販売計画と一致させなければならない。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(発電契約者並びに一般送配電事業者及び特定送配電事業者による計画の提出)</p> <p>第139条 発電契約者並びにFIT電源により発電された電気を調達及び供給している一般送配電事業者及び特定送配電事業者は、供給区域ごとに、別表8-2に定める発電計画、調達計画及び販売計画(以下「発電販売計画等」という。)を、同表に定める提出期限までに、本機関に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>一 発電計画 販売計画に対応した発電量調整供給契約で設定した単位ごとの発電に関する計画。(一般送配電事業者が調達したFIT電源により発電された電気を含む。)</p> <p>二 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画。(但し、販売先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。)</p> <p>三 調達計画 販売計画に対応した発電計画の不足分を調達する計画。(但し、調達先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。)</p> <p>3 発電契約者並びにFIT電源により発電された電気を調達及び供給している一般送配電事業者及び特定送配電事業者は、原則として、翌日計画以降においては、発電計画と調達計画の合計は販売計画と一致させなければならない。</p> <p>4 (略)</p>
<p>(新設)</p> <p>別表8-2 発電販売計画等の提出 (略)</p>	<p>(需要抑制契約者による計画の提出)</p> <p>第139条の2 需要抑制契約者は、供給区域ごとに、別表8-3に定める需要抑制計画、調達計画、販売計画及びベースライン(以下「需要抑制計画等」という。)を、同表に定める提出期限までに、本機関に提出しなければならない。</p> <p>2 需要抑制計画等には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一 需要抑制計画 販売計画に対応した需要抑制量調整供給契約で設定した単位ごとの需要抑制量に関する計画</p> <p>二 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画。(但し、販売先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。)</p> <p>三 調達計画 調達先の販売計画に対応して調達する計画。(但し、調達先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。)</p> <p>四 ベースライン 需要抑制量調整供給を行う場合の基準となる電力量の計画値</p> <p>3 需要抑制契約者は、原則として、翌日計画以降においては、調達計画は販売計画と一致させなければならない。</p>

別表8-3 需要抑制計画等の提出

提出する計画	年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	翌日計画	当日計画 (※1)
提出期限	毎年 10月末日	毎月1日	毎週火曜日	毎日 午前12時 (※2)	原則、30分ごとの実需給の開 始時刻の1時間 前
提出内容	需要抑制計画	各週平日別の 需要抑制計画の 最大値及び最小 値発生時の需要 抑制電力	各週平日別の 需要抑制計画の 最大値及び最小 値発生時の需要 抑制電力	日別の需要抑制 計画の最大値及 び最小値発生時 の需要抑制電力 と予想時刻	30分ごとの需 要抑制電力量
	販売計画	各週平日別の 販売電力の最大 値及び最小値	各週平日別の 販売電力の最大 値及び最小値	日別の販売電力 の最大値及び最 小値と予想時刻	30分ごとの販 売分の計画値
	調達計画	各週平日別の 販売計画の最大 値及び最小値発 生時の調達分の 計画値	各週平日別の 販売計画の最大 値及び最小値発 生時の調達分の 計画値	日別の販売計画 の最大値及び最 小値発生時の調 達分の計画値と 予想時刻	30分ごとの調 達分の計画値
	ベースライン	—	—	—	30分ごとの 計画値

(※1) 翌日計画に変更が生じた場合に提出する。

(※2) 提出日が休業日の場合も含む。

(再生可能エネルギーの発電計画に関する特例措置)

第140条 F I T法第4条第1項に定める特定契約を締結している小売電気事業者であって、特定契約に基づき受電する電気に係る発電計画(本条においては全て翌日計画を指す。)の計画値の通知又は確認を受けることを希望する発電契約者(但し、一般送配電事業者との間では、一般送配電事業者の許可を受けていない発電契約者)は、次の各号に掲げる手順によって、計画値の通知又は確認を受けることを希望する発電計画(以下「特例発電計画」という。)を作成する。なお、週間計画以前の計画については、小売電気事業者自らが作成するものとする。

(再生可能エネルギーの発電計画に関する特例措置)

第140条 F I T法第17条第1項第2号に定める方法で再生可能エネルギー電気卸供給約款により供給を受ける小売電気事業者(登録特定送配電事業者を含む。以下本条において同じ。)の発電計画(本条においては全て翌日計画を指す。)の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者(但し、一般送配電事業者の許可を受けていない発電契約者)は、一般送配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「特例契約者」という。)又は電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律(平成28年6月3日法律第59号)による改正前のF I T法に定める特定契約を締結している小売電気事業者であって特定契約に基づき受電する電気に係る発電計画の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者(但し、一般送配電事業者の許可を受けていない発電契約者)は、一般送配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「旧特例契約者」という。)は、次の各号に掲げる手順によって、計画値の通知又は確認を受けることを希望した発電計画(以下「特例発電計画」という。)を作成する。なお、週間計画以前の計画については、小売電気事業者自らが作成するものとする。

変更前(変更点の下線)		変更後(変更点の下線)	
<p>ア 特例契約者は、実需給日の前々日12時までに、特例発電計画の模式を作成する。</p> <p>イ 一般送配電事業者は、前アにより特例契約者が作成した様式に、実需給日の前々日16時までに、特例発電計画に係る太陽光電源又は風力電源の発電計画の値を入力する。</p> <p>二 (略)</p> <p>ア 特例契約者は、実需給日の前々日12時までに、特例発電計画に係る水力電源、地熱電源又はバイオマス電源の発電計画を作成する。</p> <p>イ (略)</p> <p>2 特例契約者は、前項各号に基づいて、一般送配電事業者が入力し、又は、特例契約者が作成し一般送配電事業者がその妥当性を確認した発電計画の内容にしたがって、実需給日の前日12時までに発電販売計画等を本機関に提出しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>一 (略)</p> <p>ア 特例契約者及び旧特例契約者(以下「特例契約者等」という。)は、実需給日の前々日12時までに、特例発電計画の模式を作成する。</p> <p>イ 一般送配電事業者は、前アにより特例契約者等が作成した様式に、実需給日の前々日16時までに、特例発電計画に係る太陽光電源又は風力電源の発電計画の値を入力する。</p> <p>二 (略)</p> <p>ア 特例契約者等は、実需給日の前々日12時までに、特例発電計画に係る水力電源、地熱電源又はバイオマス電源の発電計画を作成する。</p> <p>イ (略)</p> <p>2 特例契約者等は、前項各号に基づいて一般送配電事業者が入力し、又は特例契約者等が作成し一般送配電事業者がその妥当性を確認した発電計画の内容にしたがって、実需給日の前日12時までに発電販売計画等を本機関に提出しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>		
<p>(一般送配電事業者による計画等の提出)</p> <p>第141条 (略)</p> <p>一 別表8-3に定める供給区域の需要及び供給力並びに調整力に関する計画 別表8-3に定める提出期限</p> <p>二 (略)</p> <p>三 供給区域における発電契約者の発電実績及び託送供給契約者の需要実績 供給月の2か月後。但し、当該期限にかかわらず、概算値については、速やかに提出しなければならない。</p> <p>別表8-3 供給区域の需要及び供給力並びに調整力に関する計画の提出 (略)</p>	<p>(一般送配電事業者による計画等の提出)</p> <p>第141条 (略)</p> <p>一 別表8-4に定める供給区域の需要及び供給力並びに調整力に関する計画 別表8-4に定める提出期限</p> <p>二 (略)</p> <p>三 供給区域における発電契約者の発電実績、一般送配電事業者及び特定送配電事業者のFIT電源により発電された電気の調達実績並びに託送供給契約者の需要実績 供給月の2か月後(但し、当該期限にかかわらず、概算値については、速やかに提出しなければならない。)</p> <p>別表8-4 供給区域の需要及び供給力並びに調整力に関する計画の提出 (略)</p>		
<p>(追加資料の提出)</p> <p>第143条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる場合において、より詳細な検討を行う必要があるときは、理由を説明した上で、託送供給契約者及び発電契約者に対し、当該計画に関するより詳細な断面の需要調達計画等、発電販売計画等その他必要な資料の提出を求めることができる。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 託送供給契約者及び発電契約者は、業務規程第110条又は前項に基づき、本機関又は一般送配電事業者から提出した計画その他の情報に対して、追加の資料の提出を求められた場合には、速やかにこれに応じなければならない。</p>	<p>(追加資料の提出)</p> <p>第143条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる場合において、より詳細な検討を行う必要があるときは、理由を説明した上で、託送供給契約者、発電契約者及び需要抑制契約者に対し、当該計画に関するより詳細な断面の需要調達計画等、発電販売計画等その他必要な資料の提出を求めることができる。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 託送供給契約者、発電契約者及び需要抑制契約者は、業務規程第110条又は前項に基づき、本機関又は一般送配電事業者から提出した計画その他の情報に対して、追加の資料の提出を求められた場合には、速やかにこれに応じなければならない。</p>		
<p>(計画の変更)</p> <p>第144条 託送供給契約者又は発電契約者は、需要調達計画等又は発電販売計画等に変更が生じた場合(本機関が業務規程第109条に基づき計画値を変更したことに伴い必要となる変更を含む。)、速やかに変更後の計画を本機関に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(計画の変更)</p> <p>第144条 託送供給契約者、発電契約者又は需要抑制契約者は、需要調達計画等、発電販売計画等又は需要抑制計画等に変更が生じた場合(本機関が業務規程第109条に基づき計画値を変更したことに伴い必要となる変更を含む。)、速やかに変更後の計画を本機関に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>		

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p>(本機関による計画値の変更)</p> <p>第145条 業務規程第109条に定める本機関による計画値の変更は、次の各号に掲げるところにより実施する。</p> <p>一 託送供給契約者又は発電契約者が本機関に対して提出する調達計画と販売計画が、翌日計画の一又は複数の断面において整合していない場合 (但し、連系線を利用しない場合に限る。) 整合していない断面における調達計画及び販売計画の値をゼロにする。</p> <p>二 託送供給契約者又は発電契約者が本機関に対して提出していない場合 整合していない断面における調達計画が、翌日計画の一又は複数の断面において整合していない場合 整合していない断面における調達計画及び販売計画の値を週間計画で容量登録された連系線利用計画と整合する値に変更する。</p> <p>三 翌日計画以降の連系線利用計画又は通告値が、送電可否判定又は連系線の混雑処理により変更された場合 関係する調達計画と販売計画の値を変更後の連系線利用計画と整合する値に変更する。</p> <p>四 前日スポット取引又は1時間前取引による約定が成立した場合 翌日計画以降の関係する販売計画及び調達計画の値を約定した取引量と整合する値に変更する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(電力系統の監視)</p> <p>第152条 (略)</p> <p>一～七 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一般送配電事業者は、託送供給契約者及び発電契約者の同時同量の需給状況の悪化の大きな要因となっている場合、同時同量の逸脱が発生する場合その他供給区域の系統運用上、重大な影響を及ぼす場合は、当該託送供給契約者、発電契約者及び需要抑制契約者に対して、同時同量を遵守することができる。</p>	<p>(電力系統の監視)</p> <p>第152条 (略)</p> <p>一～七 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一般送配電事業者は、託送供給契約者、発電契約者及び需要抑制契約者の同時同量の逸脱が供給区域の需給状況の悪化の大きな要因となつていて、同時同量の逸脱が頻繁に発生する場合その他供給区域の系統運用上、重大な影響を及ぼす場合は、当該託送供給契約者、発電契約者及び需要抑制契約者に対して、同時同量を遵守することができる。</p>
<p>(自然変動電源の出力抑制を行った場合の検証)</p> <p>第183条 一般送配電事業者は、第174条第1項第5号に定める自然変動電源の出力抑制を行った場合、本機関に対し、速やかに次に掲げる事項の説明を行うとともに、これを裏付ける資料を提出しなければならぬ。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(自然変動電源の出力抑制を行った場合の検証)</p> <p>第183条 一般送配電事業者は、第174条第1項第5号に定める自然変動電源の出力抑制を行った場合、本機関に対し、第1号から第3号に掲げる事項は速やかに、第4号に掲げる事項は翌年度4月末日までに説明を行うとともに、これを裏付ける資料を提出しなければならぬ。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 第174条第1項第5号に定める措置を実施するために、予め定められた手続きに沿って年間を通じて行われた出力抑制の具体的内容</p>
<p>(認定される期間)</p> <p>第212条 認定契約にかかる認定期間は、契約書において定められている契約の存続期間とする。但し、供給計画に当該契約に基づく電力の供給の計画が計上されている場合において、当該期間が、契約書において定められている期間よりも長期である場合には、供給計画に計上されている期間を認定期間とする。</p>	<p>(認定される期間)</p> <p>第212条 認定契約に係る認定期間は、契約書において定められている契約の存続期間とする。但し、供給計画に当該契約に基づく電力の供給の計画が計上されている場合において、当該期間が、契約書において定められている期間よりも長期である場合には、供給計画に計上されている期間を認定期間とする。</p>
<p>第14章 需要者スイッチング支援</p> <p>(スイッチング支援システム)</p> <p>第247条 (略)</p> <p>一～二 (略)</p> <p>三 使用量情報照会 (低圧FIT電源は除く。)</p>	<p>第14章 需要者スイッチング支援</p> <p>(スイッチング支援システム)</p> <p>第247条 (略)</p> <p>一～二 (略)</p> <p>三 使用量情報照会 (低圧FIT電源は除く。)</p>

変 更 前 (変更点の下線)	変 更 後 (変更点の下線)
<p>四 託送等異動業務 (高压需要者の再点は除く。)</p> <p>五 スイッチング廃止取次 (略)</p> <p>六～七 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>3 本章の規定は、小売電気事業者及び一般送配電事業者がスイッチング支援対象業務を行う場合について適用する。</p>	<p>四 託送等異動業務 (高压需要者、低圧F I T電源の再点及び需要抑制量調整供給契約に係るものは除く。)</p> <p>五 スイッチング廃止取次 (低圧F I T電源は除く。)</p> <p>六～七 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>3 本章の規定は、小売電気事業者、一般送配電事業者及び需要抑制契約者がスイッチング支援対象業務を行う場合について適用する。</p>
<p>(システム利用規約の遵守等)</p> <p>第249条 スイッチング支援システムを利用する小売電気事業者は、本機関が策定するシステム利用規約を遵守しなければならない。</p>	<p>(システム利用規約の遵守等)</p> <p>第249条 スイッチング支援システムを利用する小売電気事業者及び需要抑制契約者は、本機関が策定するシステム利用規約を遵守しなければならない。</p>
<p>(供給地点特定番号検索)</p> <p>第250条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 需要抑制契約者は、特定卸供給契約を締結しようとする上で必要がある場合、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者に対し、供給地点特定番号の照会を行うことができる。</p>	<p>(供給地点特定番号検索)</p> <p>第250条 (略)</p> <p>2 需要抑制契約者は、特定卸供給契約を締結しようとする上で必要がある場合、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者に対し、供給地点特定番号の照会を行うことができる。</p>
<p>(供給地点設備情報照会)</p> <p>第251条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 需要抑制契約者は、特定卸供給契約を締結しようとする上で必要がある場合は、供給地点特定番号を特定した上で、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者に対し設備情報の照会を行うことができる。但し、低圧F I T電源に関する情報は住所情報及び検針日情報のみとする。</p>	<p>(供給地点設備情報照会)</p> <p>第251条 (略)</p> <p>2 需要抑制契約者は、特定卸供給契約を締結しようとする上で必要がある場合は、供給地点特定番号を特定した上で、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者に対し設備情報の照会を行うことができる。但し、低圧F I T電源に関する情報は住所情報及び検針日情報のみとする。</p>
<p>(使用量情報照会)</p> <p>第252条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 小売電気事業者は、使用量情報照会の委任を受けた場合には、公的証明書等に基づき、当該委任を行った者が需要者本人であることを確認しなければならず、当該証明書等の写しを一般送配電事業者に送付するものとする。</p> <p>3 一般送配電事業者は、公的証明書等に基づき、小売電気事業者が需要者の委任を受けたことを確認できた場合には、照会を受けた需要者の使用量情報を提供する。</p> <p>(新設)</p>	<p>(使用量情報照会)</p> <p>第252条 (略)</p> <p>2 需要抑制契約者は、特定卸供給契約を締結しようとする上で必要がある場合は、需要者の委任を受けた場合に限る。スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者に対し、使用量情報の照会を行うことができる。</p> <p>3 小売電気事業者及び需要抑制契約者は、使用量情報照会の委任を受けた場合には、公的証明書等に基づき、当該委任を行った者が需要者本人であることを確認しなければならず、使用量情報照会にあたって、当該証明書等の写しを一般送配電事業者に送付するものとする。</p> <p>4 一般送配電事業者は、公的証明書等に基づき、小売電気事業者及び需要抑制契約者が需要者の委任を受けたことを確認できた場合には、照会を受けた需要者の使用量情報を提供する。</p> <p>5 一般送配電事業者は、需要者本人から使用量情報照会を受けた場合、小売電気事業者又は需要抑制契約者を通じて、当該照会を受けた需要者に対し使用量情報を提供する。</p>
<p>(託送等異動業務)</p> <p>第253条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 需要者又は発電設備設置者の移転に伴う電気の使用又は発電の使用開始 (以下「再点」という。)</p> <p>三～五 (略)</p>	<p>(託送等異動業務)</p> <p>第253条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 需要者の移転に伴う電気の使用の開始 (以下「再点」という。)</p> <p>三～五 (略)</p>

変更前 (変更点の下線)	変更後 (変更点の下線)
<p>(同一供給地点におけるアンマッチの解消)</p> <p>第259条 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 小売電気事業者は、アンマッチが生じたことを認識した場合、一般送配電事業者と協議に応じ、アンマッチの解消に協力する。</p>	<p>(同一供給地点におけるアンマッチの解消)</p> <p>第259条 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 小売電気事業者は、アンマッチが生じたことを認識した場合、一般送配電事業者からの協議に応じ、<u>一般送配電事業者とともにアンマッチの解消に努める。</u></p>
<p>(スイッチング廃止取次)</p> <p>第260条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 現小売供給契約にかかるとる契約番号</p> <p>二 現小売供給契約にかかるとる契約名義</p> <p>三 (略)</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>(スイッチング廃止取次)</p> <p>第260条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 現小売供給契約に係る契約番号</p> <p>二 現小売供給契約に係る<u>契約名義</u></p> <p>三 (略)</p> <p>3～6 (略)</p>
<p>(業務処理状況の照会)</p> <p>第262条 小売電気事業者は、当該小売電気事業者がスイッチング支援システムを通じて行った託送異動業務等について、同システムを通じて、その処理状況を照会することができる。</p>	<p>(業務処理状況の照会)</p> <p>第262条 小売電気事業者及び<u>需要抑制契約者は</u>、当該小売電気事業者がスイッチング支援システムを通じて行った託送異動業務等について、同システムを通じて、その処理状況を照会することができる。</p>
<p>(目的外利用の禁止)</p> <p>第265条 小売電気事業者は、スイッチング支援システムを通じて取得した情報を利用して目的以外の用途で利用してはならない。</p>	<p>(目的外利用の禁止)</p> <p>第265条 小売電気事業者及び<u>需要抑制契約者は</u>、スイッチング支援システムを通じて取得した情報について、当該情報を取得した目的以外の用途で利用してはならない。</p>
<p>(低圧FIT電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合)</p> <p>第266条 低圧FIT電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合は、本章の規定は、「供給地点特定番号」を「受電地点特定番号」、「供給地点」を「受電地点」、「需要者」を「発電設備設置者」、「小売供給」を「特定供給」及び「小売供給契約」を「特定契約」と読み替えて適用するものとする。但し、第255条の第2項及び第3項並びに第257条は適用しない。</p>	<p>(低圧FIT電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合)</p> <p>第266条 低圧FIT電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合は、本章の規定は、「供給地点特定番号」を「受電地点特定番号」、「供給地点」を「受電地点」、「需要者」を「発電設備設置者」、「小売供給」を「特定供給」及び「小売供給契約」を「特定契約」と読み替えて適用するものとする。但し、第254条、第255条、第257条、第259条、第260条及び第261条は適用しない。</p>
<p><b>第17章 その他</b></p> <p>(事業者コード等の申請)</p> <p>第269条 託送供給契約者、発電契約者、発電契約者その他電気供給事業者は、本機関に対し、需要調達計画等、発電販売計画等、連系統利用計画並びに供給計画を本機関に申請しなければならない。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>七 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p><b>第17章 その他</b></p> <p>(事業者コード等の申請)</p> <p>第269条 託送供給契約者、発電契約者、発電契約者その他電気供給事業者は、本機関に対し、需要調達計画等、発電販売計画等、発電販売計画等、需要抑制計画等及び連系統利用計画並びに供給計画を本機関に申請しなければならない。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>七 <u>需要抑制計画コード</u> <u>需要抑制計画等の基本情報を特定する番号</u></p> <p>八 (略)</p> <p>2 (略)</p>

変更前 (変更点の下線)	変更後 (変更点の下線)
<p>(情報セキュリティ対策) 第270条 電気事業者は、スイッチング支援システムの利用に係る個人情報保護 セキュリティ対策を確実に実施するとともに、本機関からの情報提供等に対応し、 適切な見直しをしなければならない。</p>	<p>(情報セキュリティ対策) 第270条 電気事業者及び需要抑制契約者は、スイッチング支援システムの利用に係る個人情報保護 対策その他の情報のセキュリティ対策を確実に実施するとともに、本機関からの情報提供等に対応し、 適宜情報セキュリティ対策を見直しをしなければならない。</p>
<p><b>附則 (平成27年8月31日)</b> (施行期日) 第1条 本指針は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。</p>	<p><b>附則 (平成27年8月31日)</b> (施行期日) 本指針は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。</p>
<p><b>附則 (平成28年10月18日)</b> (施行期日) 第1条 本指針は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。</p>	<p><b>附則 (平成28年10月18日)</b> (施行期日) 本指針は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。</p>
<p>(新設)</p>	<p><b>附則 (平成29年4月 日)</b> (施行期日) 第1条 本指針は、平成29年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行 する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(北海道風力実証試験の実施) 第2条 北海道域内における風力発電導入拡大に向けた実証試験 (平成23年9月30日付け 北海 道電力株式会社、東北電力株式会社及び東京電力株式会社公表。以下「北海道風力実証試験」という。) に關係する一般送配電事業者は、同実証試験が終了するまでの間、設定されたマージンの範囲内にお いて、北海道風力実証試験を実施する。</p>

## 総会会場ご案内図



会場 大手町サンケイプラザ 4F ホール（東京都千代田区大手町1-7-2）

交通 東京メトロ丸の内線・東西線・千代田線・半蔵門線・都営地下鉄三田線「大手町駅」  
A4・E1 出口直結

JR「東京駅」丸の内北口より徒歩7分

駐車場の用意はいたしていませんので、予めご了承ください